

# 保健だより特別号 感染症特集

令和2年1月  
徳島県立鳴門高等学校  
保健厚生課

## ～インフルエンザ&ノロウイルス感染症対策～

今年も残り少なくなりました。気温もぐっと下がり、乾燥が気になる時季になりました。毎年、この時季は様々な感染症が流行しますが、中でもインフルエンザとノロウイルス感染症には注意が必要です。

### 【インフルエンザによる出席停止について】

インフルエンザでの欠席は、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。十分な治療と休養をとり、医師の指示に従い登校を再開してください。

■登校再開の時必要なもの \*①と②をあわせて担任まで提出してください。

- ①「インフルエンザによる出席停止届(※1)」保護者の方が記入。
- ②インフルエンザに罹患した、または治療が行われたことが証明できるものの原本かコピーを添付する。

〈例〉処方された薬の説明書、医療費明細書など(本人の氏名と日付が記載されているもの)

- \* 医療機関での証明書の取得は必要ありませんが、上記の②がない場合は、別様式「登校許可証」を医療機関で記入してもらい提出してください。(医療機関により、必ずしも無料で記入してもらえとは限りません)

\* 様式は学校ホームページからもダウンロード可能です

保健者様 徳島県立鳴門高等学校  
インフルエンザによる出席停止について

お子様がインフルエンザにかかれたとの連絡をいただきました。インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。十分な治療と休養をとり、主治医の指示に従って登校を再開されますようお願いいたします。

登校再開されましたら、下記の「インフルエンザによる出席停止届」に記入していただき、インフルエンザに罹患した、またはインフルエンザでの治療が行われたことが証明できるもの(処方された薬の説明書、医療費明細書など)の原本またはコピーを添付し、担任まで提出してください。別様式「登校許可証」を医療機関で記入してもらい提出してください。医療機関での証明書の取得は必要ありません。

なお、診断書がない場合は、お手数ですが別様式の「登校許可証」を提出してください。

インフルエンザによる出席停止届

徳島県立鳴門高等学校長 殿

日付 生徒氏名 \_\_\_\_\_

1 診断を受けた日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

2 大変した期間 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

上記の期間、インフルエンザにより欠席しました。

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

インフルエンザによる出席停止届(※1)

### ■出席停止期間の算定の考え方

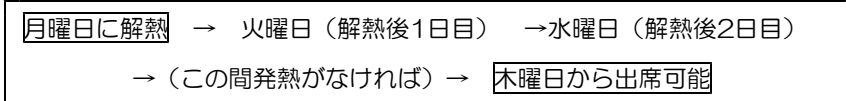
インフルエンザの出席停止期間は  
発症した後5日を経過し、  
かつ解熱後2日(幼児は3日)  
を経過するまで

平成24年4月1日から変わっています。

発症日を0日として計算してください。

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日目として算定します。

〈例〉「解熱した後2日を経過するまで」の場合は以下のとおり。



### 【ノロウイルス感染症対策について】

ノロウイルスを含め、感染性胃腸炎に関して、学校保健安全法施行規則では、インフルエンザのように出席停止に関する明確な取り決めがありません。学校で通常見られないような重大な流行が起った場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り緊急的に措置をとることができるものです。ノロウイルスは感染力が極めて強く、少量(10~100個)のウイルスで感染が成立します。アルコール消毒はあまり効果が無いと言われており、流水と石けんによる手洗いの励行、嘔吐物や下痢便の適切な処置が極めて重要です。

じょうずな手洗いのしかた知っているかな?

- 1 みずが 水を流しながらよく洗う
- 2 せっけんを泡立てて、手のひらをこすりあわせるように洗う
- 3 てのこうも こすり洗う
- 4 ゆび 指のあいだを洗う
- 5 おやゆびで 親指と手のひらをねじり洗う
- 6 ゆびさき 指先や爪のあいだを洗う
- 7 てくび わず 手首も忘れずに洗う
- 8 石けんをよく落とし、せいけつなタオルでふく

ゆびさき ゆび 指先や指のあいだ、てくび この 手首の洗い残しに 注意!

\*手洗いは様々な感染症予防に有効な方法です。

